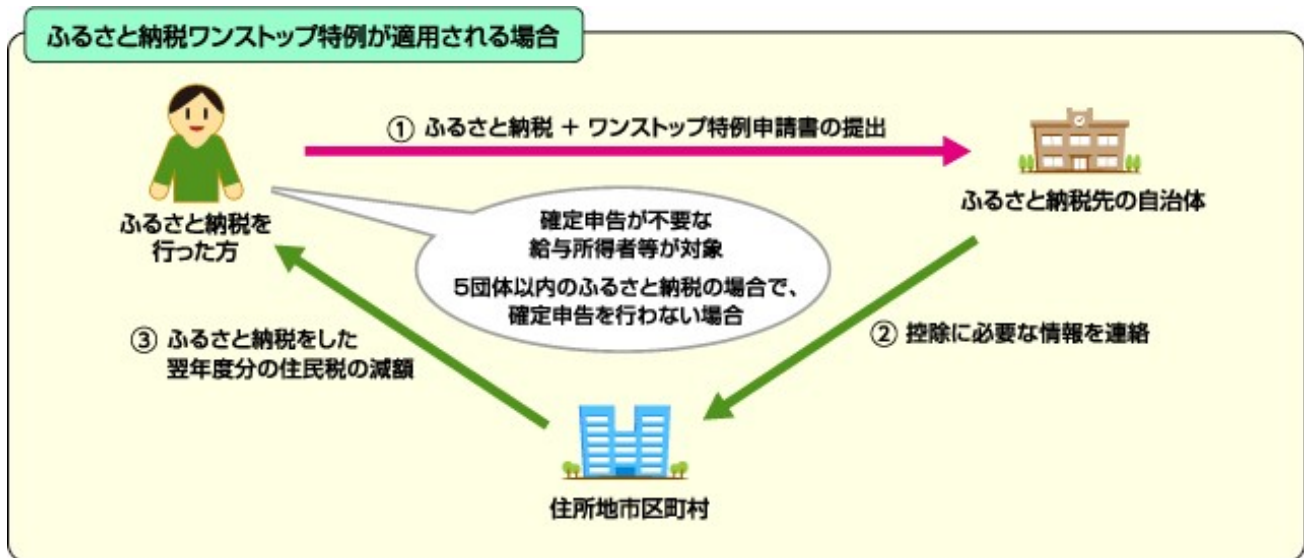


ふるさと納税ワンストップ特例制度について

○「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは？

これまでは寄附（ふるさと納税）を行った後に、確定申告によって税金の控除を受ける必要がありましたが、この確定申告の手続きを省略することが出来る制度が「ふるさと納税ワンストップ特例制度」です。

具体的には、この特例制度の対象となる方（以下「寄附者」という。）が寄附先の自治体に特例制度を申請した場合に限り、寄附者に代わって寄附先の自治体が住民税控除の申請を寄附者の住所内の市町村に行います。（下図参照）



○ふるさと納税ワンストップ特例制度の対象となる方

ふるさと納税ワンストップ特例制度の対象となる方は、次の全ての項目に該当する方（※1）です。

※1 1つでも該当しない項目がある方は、ふるさと納税ワンストップ特例制度（以下「ワンストップ特例制度」という。）の申請ができません。確定申告又は住民税の申告（以下「確定申告等」という。）を行ってください。

●確定申告をする義務のない方

勤め先での年末調整により所得税が精算されている給与所得者など、確定申告書を提出する義務がない方が該当します。自営業者の方や給与収入以外に収入がある方など、確定申告をする義務のある方は、ワンストップ特例制度の申請をすることはできません。

●住民税の申告をする義務のない方

ふるさと納税に係る寄附金税額控除を受ける目的以外に、住民税の申告書の提出を必要としない方が該当します。医療費控除や雑損控除など、寄附金以外にも控除を受ける場合は確定申告等を行ってください。

●寄附先（ふるさと納税先）が5団体以下の方

ワンストップ特例制度の申請を行う自治体の数が5団体以下であると見込まれる方が該当します。5団体を超える場合は、確定申告等を行ってください。

このワンストップ特例制度を希望される場合は、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」(以下「特例申請書」という。)及び「個人番号、身元(実存)確認書類の写し」を、寄附をした年の翌年の1月10日(必着)までに、寄附先の自治体に提出する必要があります。また、同じ自治体に2回以上ふるさと納税をされた場合は、寄附される都度、特例申請書の提出が必要です。

この特例申請書の提出がない場合は、確定申告等をしない限りは、寄附分の住民税の税額控除を受けることができませんのでご注意ください。

◎ふるさと納税ワンストップ特例制度については、総務省HPを参照してください。

<http://www.soumu.go.jp/> サイト内で「ふるさと納税ポータルサイト」を検索

※その他税控除に関するお問合せは、お住まいの市町村の税制担当課にご確認ください。